

第7期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 第4回策定委員会 議事録

(概要)

1 開催日時 平成30年1月29日(月) 14:00～15:30

2 開催場所 はつらつセンター 2階 健康教育室

3 次第2 報告事項

委員長 : 「(1) 前回会議の決定事項について」事務局より説明をお願い致します。

(事務局より、前回の決定事項について説明)

① 報告事項

○ 今後のスケジュール

② 協議事項

○ 第7期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(素案)第1章から第4章まで

③ その他

○ パブリックコメントの実施について

委員長 : 事務局からの説明についてご質問はございませんか。ご質問がないようですので、続きまして次第の3 協議事項に移ります。「(1) パブリックコメントの募集結果について」事務局より説明をお願い致します。

4 次第3 協議事項

(1) パブリックコメントの募集結果について

(事務局より、パブリックコメントの募集結果について説明)

委員長 : 事務局からの説明は以上になります。ご質問はございませんか。

委員 : パブリックコメントですが、募集しているという事はインターネット上だけでということでしょうか。いろいろなところに、支所などに掲示をして広く、多くの方から意見を求めることはしておられるのでしょうか。期間も短かったという事もありますけれども。

事務局 : 公表内容につきましては広報と本庁及び各支所の担当窓口に掲示しておりました。期間につきましては市にパブリックコメントの実施要項というものがございまして30日間となっておりますので12月8日から1月9日までとさせていただきます。

委員 : たつの市は結構広いです。地域もそれぞれの地域によって老人も色々と生活状況が変わってくると思います。1か月間だけで大体いろいろな意見を聞きとれたというよりも長期的にいろいろな人の意見を聴取する必要があるとその都度に見直す必要があると思うのですが、その辺の所は今回の会議だけではなく、今後の展開として高齢人口もどんどん高齢化率が進むでしょうし、自動車を運転できない高齢者も、認知症が背景にあたりするのですが、生活状況の変化や地域によっても違うでしょうし、生活状況が変わればいろいろな所からいろいろな意見が出て然るべきかと思います。もっと吸収して施策に反映できればと思いますが。そういった意味では1ヶ月間だけで意見があったからと終わらせてしまうよりももっと展開できればと思います。

事務局 : このたびの計画策定にあたりましては第6期も同様でしたが、圏域毎にニーズ調査を行い、第7期計画は前回よりも母数を増やして自立支援、介護予防・重度化防止に向けた施策に取り組むためにニーズ調査を行ったことと、介護者がいつまでも働き続けることができるような施策を推進するため在宅介護実態調査を実施し、地域の意見をくみ取れるようにしております。今回の計画を策定するにあたりまして若干ですが地域ケア会議で課題など質問する項目を計画の中身に組み込んだつもりであります。おっしゃるように計画を取りまとめた後の意見をいただく期間は短かったかもしれませんが、調査の結果、市として課題をみつけ、委員の皆様の意見を賜り、計画を策定しましたのでその点をご理解をお願いします。

委員 : いろいろ努力して頂いているだろうと思います。なかなか一般の幅広い意見を集めにくいという実情もあるかと思えます。老人会や婦人会などいろいろな関係機関から広く小さなことも意見として出てくるような仕組みも作っていただければ計画に反映させやすいかと思えます。

委員長 : おっしゃっている背景には今年、介護保険と医療保険の改定が同時にあります。6年間は改正がないことや一昨日からの新聞などで報道されているとおり、努力したところには報酬等を反映していくと言う事になっております。そういうふうになってきますとひょっとすると1年の間で大きく変わっていくかもしれないということも踏まえて、細部にわたって支障が出る、支障があればそれを修正して欲しいという意見があるかもしれないという考えがあるのだろうと思います。大きく変わるようであれば臨時の委員会を開いてでも修正していただくという事もやぶさかではないと思います。他にご意見はございませんか。特にないようですのでパブリックコメントの募集結果について素案は修正しないということによろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

委員一同 : 異議なし。

委員長 : ありがとうございます。異議なしの声が多いのでパブリックコメントの意見に対して素案の修正は行わないこととします。

(2) 第7期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(素案)における「第5章介護保険事業費の見込み」について事務局よりお願いします。

(2) 第7期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(素案)における「第5章介護保険事業費の見込み」について

(事務局より、第5章介護保険事業費の見込みについて説明)

委員長 : 説明は終わりました。ご質問はございませんか。計画書の全体を通してのご質問はございませんか。はいどうぞ。

委員 : 109ページの保険料について地域支援事業費の見込みがございます。要支援の方の介護予防、訪問介護、介護予防通所介護が地域支援事業になったわけですね。61ページですが介護予防生活支援サービス事業に移行したわけですね。その中で従来の専門家による訪問介護、通所介護にプラス緩和した事業所や住民主体のサービスも考えられるということで、見込みについて緩和された事業者や住民主体の事業を加味した見込みになっているのか教えていただけますでしょうか。

事務局 : 住民主体の部分については、たつの市として今後どうしていくのか方針が定まっていないので

見込んでいません。あくまで平成29年4月に移行した本来の認定者が増えていく分からある程度実績が見えてきたのでその分を移行した相当した緩和サービスの事業費としてベースに見込んでいます。

委員 : 平成29年度からですが、軽減されたサービスが行政にもあるのですか。

事務局 : 現状は緩和されたサービスの利用者が増加しております。通常のサービスではなくて申請の時に緩和されたサービスを選択する方が多い状況です。おそらく制度を継続していたよりも抑えられると考えております。

住民主体のサービスについてはたつの市として基盤整備をしている段階で、それよりいきいき百歳体操が地域に浸透していつているので受け皿をますます充実するように取り組んでいる状況です。

委員 : なるほど、わかりました。

委員 : 準備基金の取り崩しについて2億5,400万円、平成37年は4,600万がずっと続いていって上限はないのでしょうか。財源としていくらあるのですか。

事務局 : 平成29年度末で準備基金の残高の見込みが3億円くらいになる予定です。3億円の内、第7期の期間で2億5,400万円を取り崩し、繰り入れまして、残りの4,600万円は次の期で取り崩す予定になっております。

委員 : 平成33年から36年までの間は個人負担額があがってくるということですか。

事務局 : 基金の現状は説明したところですが、原則の考え方として第6期の保険料に対して、保険料の部分で基金を積みさせていただいた部分が多くございました。国としても基金に積み立てらえた保険料は被保険者に還元しなさいという方針であり、また、第7期の保険料を見込む時に2億5,400万円という数字の基金を見込まなければさらに300円程の保険料UPになります。ですので7期の負担をできるだけ軽くするというので取り崩しております。万一、7期で取り崩す必要がなければ第8期の保険料設定時に基金残高を勘案した上で取り崩して保険料を還元したいと思っております。

委員 : ありがとうございます。

委員長 : 他にご質問はございませんか。

事務局 : 保険料の一覧の資料をご覧くださいでしょうか。こちらは近隣の保険料の見込みを出しているのですが、他市町さんが内部で協議している金額になり、たつの市もですが議会の承認を得られていないもので、後ほど回収させていただきます。事務局レベルで電話などにより担当者などに聞き取りした結果になります。たつの市については5,400円から5,700円で300円増加と予定しておりますが、たつの市は県平均並み、または下回る数字となる予定です。資料は12月末にサービス料を見込んだ数字になっております。その後国の方から指示がございまして、介護職員の処遇改善を見込んだ額の計画を作成するよう指示がございまして、そちらによって第7期の保険料が変更になる前提がありますのでご了承ください。基金の取り崩し額ですが、詳細にいくらか聞き取れませんでした。たつの市と同様にどちらの自治体も第7期にいくらか還元して負担額を抑える予定にしているようです。近隣市町でもかなりバラつきがござ

います。前期高齢者、後期高齢者の割合や所得の状況にやはりバラつきが出てきましたので、それに比例して保険料も変わっております。調整交付金の率も高齢者の人数や所得の分布によって5%が標準ですがその格差によって率に変更され、たつの市の29年度の率は3.53%です。

委員長：追加の資料もありましたが、ご質問はございませんか。値上げが引き続き起っていただろうと思います。質問も無いようでございます。第7期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について素案のとおり計画を決定してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

委員一同：異議なし。

委員長：第7期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を決定します。次第4 「その他」について事務局より説明をお願いします。

5 次第4 その他

(事務局より、機構改革による担当課名の変更、用語の解説の修正における委員長及び事務局への一任について説明)

委員：用語ですが、この中に協議体という言葉がないので、この協議体の説明を加えて頂いた方が良くと思います。

事務局：はい、わかりました。協議体も追加させていただきます。内容については委員長と事務局に一任していただいてもよろしいでしょうか。

委員：結構です。

委員長：他に質問はございませんか。今一度全体を通して質問はございませんか。

事務局：補足ですが国と県を通じまして制度改正に伴う情報が来ています。今回の計画に影響があり、言葉の文言の表現など修正が必要で印刷が間に合うようでしたら事務局から委員長にご相談させていただきます。文言修正させていただきますが宜しくお願い致します。

事務局：今後のスケジュールの説明をさせていただきます。今回の第4回策定委員会を終了しましたら今回の修正等をして、まとめられましたら市長に提出いたします。5,700円の保険料とする条例改正を議会に上程させていただき、認められましたら最終的に印刷、製本し完成となります。ご協力をお願いします。

委員長：今後の流れを含めてご質問はございませんか。冊子が刷り上がりましたら策定委員にも送付していただき参考にさせていただければと思います。

事務局：本日は慎重なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。策定委員の皆様のご貴重なご意見によりまして本日をもって第7期事業計画を無事策定することができました。本日の協議内容を踏まえまして、第7期計画につきましては市長挨拶文を追加し最終的に完成とさせていただきます。この策定委員会は、本日の協議によりまして全ての協議事項を終えることができましたので第4回を持ちまして策定委員会の開催を終了させていただきたいと思っております。策定していただきました第7期計画につきましては市長に提出させていただきますとともに3月開催の市議会におきまして介護保険条例の改正を踏まえ正式に決定となります。事業計画の冊子が

刷り上がりましたら皆様に送付させていただきたいと考えておりますので宜しくお願い致します。